

I 保険金や給付金をもれなくご請求いただくために

以下の事例に該当する場合は保険金や給付金をお受取りいただける可能性があります。
ご請求やご不明点のお問い合わせは大同生命コールセンター (0120-789-503(通話料無料))
までご連絡ください。

なお、以下の場合でも約款の定めなどによりお受取りいただけないことがあります。「Ⅲ. 保険金や給付金をお受取りいただける場合・いただけない場合」「ご契約のしおり 約款」をあわせてご確認ください。

疾病または事故により入院をした

- ◆入院一時金保険に加入されている場合
- ◆入院特約が付加されている場合

●所定の入院をされると、入院日数に応じた金額を「入院一時金」または「入院給付金」としてお受取りいただけます。

- ◆生活習慣病特約が付加されている場合
- ◆成人病特約が付加されている場合

●所定の生活習慣病(成人病)[※]で入院をされると、入院日数に応じた金額を「生活習慣病(成人病)入院給付金」としてお受取りいただけます。

※所定の生活習慣病(成人病)
a.悪性新生物 b.糖尿病 c.心疾患
d.高血圧性疾患 e.脳血管疾患

- ◆女性医療特約が付加されている場合

●所定の女性疾病で入院をされると、入院日数に応じた金額を「女性疾病入院給付金」としてお受取りいただけます。
例) 子宮筋腫・糖尿病・胆石症など



ご請求もれに注意

日帰り入院^{※1}

1泊2日の入院^{※2}

入院治療中に病院で亡くなった

※1 「無配当入院一時金保険」に加入または「無配当総合医療特約」が付加されている場合
※2 「短期入院特約」が付加されている場合

疾病または事故により手術を受けた

- ◆手術給付特約が付加されている場合
- ◆入院特約が付加されている場合

●所定の手術を受けられると、手術内容などに応じた金額を「手術給付金」としてお受取りいただけます。



ご請求もれに注意

入院を伴わない「日帰り手術」[※]

手術をした後病院で亡くなった

※例) 白内障手術

疾病または事故により放射線治療を受けた

- ◆放射線治療給付特約が付加されている場合
- ◆入院特約が付加されている場合

●所定の放射線治療を受けられると、治療内容に応じた金額を「放射線治療給付金」または「手術給付金」としてお受取りいただけます。

がんにより**抗がん剤治療**を受けた

◆抗がん剤治療給付特約が付加されている場合

●所定の抗がん剤治療を受けられると、「抗がん剤治療給付金」としてお受取りいただけます。

疾病または事故により**先進医療**による療養を受けた

◆先進医療技術料給付特約が付加されている場合

●先進医療による療養を受けられると、その技術料に応じた金額を「先進医療給付金」としてお受取りいただけます。
※先進医療は随時見直されますので、受療前に主治医の先生などにご確認ください。
※先進医療の種類や医療機関等について、詳しくは当社ホームページ『先進医療情報ガイド』(<http://www.senshin-daido-life.jp>)または厚生労働省のホームページをご確認ください。

特定難病を発病し**歩行運動処置**を受けた

◆ロボットスーツ歩行運動処置給付特約が付加されている場合

●特定難病を発病され、「歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)」を受けた場合、「ロボットスーツ歩行運動処置給付金」をお受取りいただけます。

不慮の事故により**障がい状態**となった

◆傷害特約が付加されている場合

●不慮の事故により事故日から180日以内に所定の身体障がい状態になられ、かつ回復が見込まれないときに、障がいの種目に応じた金額を「障がい給付金」としてお受取りいただけます。



障がい状態とは？

足を切断

片眼を失明

両耳の聴力を喪失

など



ご請求もれに注意

「人工骨頭」・「人工関節」の挿入置換

疾病により274日以上入院し、退院後に**自宅療養**をした

◆長期疾病保障付入院特約が付加されている場合

●疾病による入院が274日目となった日以後に退院をされると、30日分に相当する金額を「疾病自宅療養給付金」としてお受取りいただけます。

退院後120日以内に**通院**をした

◆通院特約が付加されている場合

●5日以上入院し、退院後120日以内に所定の通院をされると、通院日数に応じた金額を「通院給付金」としてお受取りいただけます(1入院に対して30日限度の支払となります)。

疾病または事故により**高度障がい状態**となった

◆高度障がい保険金をお受取りいただける保険、「無配当歳満期定期保険(生活障がい保障型)」、「重度就業不能保障定期保険」のいずれかに加入されている場合

●所定の高度障がい状態になられ、かつ回復が見込まれないときに、死亡保険金と同額を「高度障がい保険金」、「生活障がい保険金」、「重度就業不能保険金」のいずれかとしてお受取りいただけます。



高度障がい状態とは？

両眼を失明

両手を切断

下半身不随

喉頭を全摘出

など



ご請求もれに注意

中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居(立ったり座ったり)・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

疾病または事故により**要介護状態**となった

◆「無配当歳満期定期保険(生活障がい保障型)」または「終身介護保障保険」に加入されている場合

●「寝たきり」または「認知症」により所定の要介護状態になると、「生活障がい保険金」または「介護一時金」・「介護年金」をお受取りいただけます。

◆「無配当介護収入保障保険」または「無配当終身介護保障保険」に加入されている場合

●「公的介護保険制度の要介護3以上の認定」を受けられる、または「寝たきり」または「認知症」により所定の要介護状態になると、「介護年金」または「介護保険金」をお受取りいただけます。



寝たきりとは？

介助がなければ **歩行** がまったくできないか困難な状態で、以下の4項目のうち、2項目以上が介助がなければまったくできないか困難な状態

衣服の着脱

入浴

食物の摂取

排泄およびその後始末



認知症とは？

当社所定の **認知症** となり、意識障がいがない状態でも、以下の3項目のうちいずれかが正しく認識できない状態

時間

場所

人物

◆「無配当介護保障定期保険」に加入されている場合

●「公的介護保険制度の要介護3以上の認定」を受けられると、「介護保険金」をお受取りいただけます。

◆「無配当終身介護給付特約(軽度要介護保障付)」が付加されている場合(無配当終身介護保障保険のみ)

●下記のいずれかの状態になられると、「介護給付金」をお受取りいただけます。

- ①公的介護保険制度の要介護1以上の認定を受けた
- ②「歩行」「衣服の着脱」「入浴」「食物の摂取」「排泄およびその後始末」のうち、1項目以上が介助がなければまったくできないか困難な状態
- ③当社所定の「認知症」となり、意識障がいがない状態において時間・場所・人物のいずれかが正しく認識できない状態

がん・急性心筋梗塞・脳卒中と診断された

- ◆ 重大疾病保障保険、重度就業不能保障定期保険のいずれかに加入されている場合
- ◆ 重大疾病保障定期特約が付加されている場合

● がんに罹患したと診断された、または急性心筋梗塞・脳卒中のいずれかの疾病により所定の状態になると「重大疾病保険金」または「重度就業不能保険金」をお受取りいただけます。



「がん」に罹患した状態とは?

無配当重大疾病保障保険(がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型)または重度就業不能保障定期保険にご加入の場合

「悪性新生物(がん)^{*1}」のうち、次のいずれかに罹患したと医師によって診断確定された場合

- ① ステージ^{*2}Ⅲ期・Ⅳ期の悪性新生物
- ② 「特定癌」^{*3}

上記以外の重大疾病保障保険にご加入(または、重大疾病保障定期特約を付加)の場合

はじめて「悪性新生物(がん)^{*1}」に罹患したと医師によって診断確定された場合

- ※ 1 「上皮内癌」^{*4}・「悪性黒色腫以外の皮膚癌」は除きます。
- ※ 2 国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」に定められた「病期分類」をいいます。
- ※ 3 特定癌とは、次のいずれかに該当する悪性新生物をいいます。
 - ・約款で個別に規定したもの(一般的に予後が悪いとされている悪性新生物など)
 - ・他の臓器に転移^{*5}・再発したもの^{*6}
- ※ 4 上皮内癌でも、がんの部位によってはお受取りいただける場合もあります。
- ※ 5 転移には浸潤は含みません。
- ※ 6 リンパ節への転移・再発は遠隔転移・遠隔再発に限ります。



「急性心筋梗塞」による所定の状態とは?

急性心筋梗塞^(※)を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上(または死亡日まで)、その労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと、医師によって診断された場合

※ 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症などは除く)



「脳卒中」による所定の状態とは?

脳卒中^(※)を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上(または死亡日まで)、言語障がい、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと、医師によって診断された場合

※ 脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞

- ◆ 重大疾病治療給付特約(上皮内・皮膚癌保障付)が付加されている場合

● 上記の重大疾病保障に加えて、下記①～③の状態になると、「重大疾病治療給付金」をお受取りいただけます。

- ① 「上皮内癌」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」に罹患したとき
- ② 約款所定の急性心筋梗塞の治療を目的として入院を開始したとき
- ③ 約款所定の脳卒中の治療を目的として入院を開始したとき



ご請求もれに注意

お亡くなりになる前に重大疾病に罹患したことがある場合、または、これらの疾病を直接の原因としてお亡くなりになった場合でも、重大疾病保険金・重大疾病治療給付金をお受取りいただける可能性がありますので、「当社所定の死亡証明書」または「死体検案書」などをご提出ください。

疾病または事故により**身体障がい者手帳**の交付を受けた

◆就業障がい保障保険、重度就業不能保障定期保険のいずれかに加入されている場合

●1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けられると、「就業障がい保険金」または「重度就業不能保険金」をお受取りいただけます。

疾病または事故により**重度障がい状態**となった

◆重度障がい保障保険に加入されている場合
◆重度障がい保障定期特約が付加されている場合

●所定の重度障がい状態になられると、「重度障がい保険金」をお受取りいただけます。



重度障がい状態とは？

両耳の聴力を喪失

心臓ペースメーカーの装着

永続的なインスリン治療の開始

など

余命6ヵ月以内と診断された

◆リビング・ニーズ特約が付加されている場合

●余命が6ヵ月以内であると判断されると、死亡保険金額の全部または一部を「リビング・ニーズ特約保険金」としてお受取りいただけます。
※保険期間満了の日までの期間が1年以内の場合はご請求いただけません。

お亡くなりになる前に**入院・手術**をした

◆入院一時金保険に加入されている場合
◆入院特約が付加されている場合

●所定の入院をされると、入院日数に応じた金額を「入院一時金」または「入院給付金」としてお受取りいただけます。

◆手術給付特約が付加されている場合
◆入院特約が付加されている場合

●所定の手術を受けられると、手術内容などに応じた金額を「手術給付金」としてお受取りいただけます。



ご請求もれに注意

入院治療中に病院で亡くなった

手術をした後病院で亡くなった

疾病または事故により**お亡くなり**になった

◆死亡保険金(給付金)をお受取りいただける保険に加入されている場合

●疾病または事故によりお亡くなりになられると、「死亡保険金(給付金)」をお受取りいただけます。